

簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告

令和8年9月28日

県南広域振興局長 菅原 健司

1 業務概要

- (1) 業務名 一関土木センター管内道路整備検討業務委託
- (2) 業務対象地域 一関土木センター管内
- (3) 業務内容 道路予備設計 (A) 1.7km、平面交差点予備設計 1箇所、数値図化 0.2km²
- (4) 委託予定期間 118日間

2 入札等の予定日時

- (1) 入札日時 令和8年10月20日(火) 午前9時から午後5時まで
- (2) 開札予定日時 令和8年10月21日(水) 午前10時20分

3 入札方式

本業務は、電子入札の対象業務であり、入札参加者の競争参加資格を入札後に審査する事後審査方式の条件付一般競争入札、かつ価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とする簡易総合評価落札方式（簡易2型）の対象業務である。

4 入札参加資格

- (1) 令和8・9年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録され、次のアからウの全ての要件を満たしていること。

ア 測量に登録され、地図の調整を申請業務としていること。

イ 土木関係建設コンサルタントに登録され、道路を申請業務としていること。

ウ 県南広域振興局の区域に本店又は県内に本店を有した上で営業所を有すること。

- (2) 会社として、次のⅠ及びⅡの要件を満たしていること。

Ⅰ 測量士が5名以上在籍していること。

Ⅱ アからウの全ての要件を満たしていること。

ア (ア)の技術者が3名以上在籍していること。

イ (イ)から(エ)のいずれかの技術者が2名以上在籍していること。

ウ (イ)又は(ウ)の技術者が在籍していること。

(ア) 建設部門の技術士（総合技術監理部門（建設）を含む）

(イ) 技術士・総合技術監理部門（建設―道路）

(ウ) 技術士・建設部門（道路）

(エ) R C C M（道路）

- (3) 平成28年4月1日以降に、元請として次のア及びイの業務を受注した実績を有すること。

ア 地形図作成業務

イ 道路概略設計業務又は道路予備設計業務

- (4) 次に掲げる基準を満たし、入札日前3か月以上継続して雇用している者を管理技術者（業務の成果品の品質を維持・確保するため本業務委託をつかさどる者で測量及び地質調査は主任技術者、補償関係コンサルタントは主任担当者をいう。以下同じ。）として1に示した業務に配置できること。

なお、ア及びイに示す基準を併せて満たす場合に限り、同一の者を配置することができる。

ア 地図の調整業務

測量士の資格を有すること。

イ 道路業務

次のいずれかの資格を有すること。

(ア) 技術士・総合技術監理部門（建設―道路）

- (イ) 技術士・建設部門（道路）
 - (ウ) R C C M（道路）で道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者
 - (エ) 大学又は高等専門学校卒業後、道路業務の経験が20年以上で、道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者
 - (オ) 高等学校又は専修学校卒業後、道路業務の経験が25年以上で、道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者
- (5) 測量士又は測量士補の資格を有し、入札日前3か月以上継続して雇用している者を担当技術者として1に示した業務に配置できること。
- (6) 次に掲げるいずれかの資格を有し、入札日前3か月以上継続して雇用している者を照査技術者として1に示した業務に配置できること。

ア 技術士・総合技術監理部門（建設－道路）

イ 技術士・建設部門（道路）

ウ R C C M（道路）で道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者

エ 大学又は高等専門学校卒業後、道路業務の経験が20年以上で、道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者

オ 高等学校又は専修学校卒業後、道路業務の経験が25年以上で、道路概略設計業務又は道路予備設計業務における管理技術者の実績を有する者

(7) 道路業務において管理技術者は照査技術者を兼ねることができない。

5 入札保証金 免除

6 入札説明書の配付

簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札説明書（試行）（以下「入札説明書」という。）は、県ホームページ（トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞建設関連業務入札＞建設関連業務委託情報）「【建設関連業務】競争入札参加様式等」で配付する。

なお、入札参加希望者は、本業務に申請しようとするときは、県ホームページを必ず確認し、常に最新の入札説明書及び関係様式を使用すること。

【建設関連業務】競争入札参加様式等

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/gyoumu/1010530/index.html>

7 入札参加申請書の受付期限及び提出方法

入札参加希望者は、県ホームページ（トップページ＞県政情報＞入札・コンペ・公募情報＞建設関連業務入札＞建設関連業務委託情報）「【建設関連業務】競争入札参加様式等」で配付する簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札参加申請書（様式第3号）（以下「入札参加申請書」という。）を岩手県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により令和8年9月28日（月）午前9時から令和8年10月13日（火）正午までに提出すること。

なお、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、令和8年10月13日（火）正午までに岩手県一関市竹山町7番5号 県南広域振興局一関審査指導監に持参の上提出すること。

8 簡易総合評価技術提案書等の提出

- (1) 価格以外の評価を行うために必要な簡易総合評価技術提案書（様式13号）及び(2)に掲げる資料（以下「簡易総合評価技術提案書等」という。）の提出を求める。
- (2) 簡易総合評価技術提案書に添付して提出する資料
 - 技術提案A項目申請書（様式13－1号）
 - なお、様式は、県ホームページに掲載していること。
- (3) 簡易総合評価技術提案書等は、電子入札システムにより入札参加申請書と同時に提出しなければならない。なお、電子ファイルの容量の上限は3MBであり、これを超える場合には、発注者にあらかじめ電話連絡し、入札参加申請書を電子入札システムで提出した上で、入札参加申請書の受付期限ま

でに岩手県一関市竹山町7番5号 県南広域振興局一関審査指導監に持参の上提出すること。

(4) 簡易総合評価技術提案書等を提出できない場合は、入札に参加できないこと。

9 設計図書及び契約条項の閲覧

(1) 閲覧

開札日の電子入札システム稼働時間内までとする。

(2) 閲覧方法

設計書（金抜き）、特記仕様書等の閲覧は、電子入札システムホームページの入札情報公開サービスにより行う。

10 質問書の受付及び回答方法

設計図書等に対して質問がある場合は、書面（様式任意。FAXによる提出可）により令和8年10月2日（金）午後5時までに、15（1）に示す照会先に提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和8年10月7日（水）午後5時までに県ホームページ又は入札情報公開サービスへの掲載により行う。

11 入札書の提出方法

(1) 入札書は、電子入札システムにより2（1）の入札日時に提出すること。ただし、紙入札参加承諾願を入札担当課等の長に提出し受理された場合又は入札担当課等の長から紙入札に切り替える旨の指示があった場合は、2（1）の入札日時に岩手県一関市竹山町7番5号 県南広域振興局一関審査指導監に持参の上提出すること。

(2) 入札に関する詳細は、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札心得（試行）によること。

12 簡易総合評価点算定基準

広域振興局の審査指導監並びに広域振興局以外の農林水産部及び県土整備部に属する地方公所における建設関連業務の委託契約に係る簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札試行要領（平成24年9月25日建技第371号。）による別紙のとおりとする。

13 資格審査時の提出書類

開札後、発注機関から入札参加資格確認書類の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日目の日（休日を除く。）の午後5時までに入札参加資格確認調書（様式第9号）に確認書類を添えて持参の上提出すること。

14 その他

(1) 入札参加申請書及び確認書類に虚偽の記載をした者に対しては、建設関連業務に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(2) 本委託業務は、失格基準価格制度を適用する。

(3) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合又は受注の重複等により管理技術者による業務の遂行が困難と認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。

(5) 電子入札システムホームページ

<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALSAccepter/index.jsp?name1=0620060006600600>

(6) その他詳細については、簡易総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕及び入札説明書に示すとおりとする。

15 照会先

(1) 一般的事項

県南広域振興局一関審査指導監

<電話 0191-26-1416 FAX 0191-88-0288>

(2) 簡易総合評価技術提案書に関する事項

県南広域振興局土木部一関土木センター道路整備課

<電話 0191-34-4655（直通）>